

病床転換助成事業の概要

- 療養病床の転換を支援するため、医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成する事業※ ※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条に基づく事業。
- 国への新規申請は令和11年度まで。複数年度にかけて病床転換を行う場合は、**最長令和14年度までの事業を助成する。**
- 令和8年4月から対象病床の拡大と補助単価の見直しを実施（赤字部分）**

対象となる病床

- ①療養病床
- ②一般病床全て

転換

対象となる転換先施設

- ①介護医療院
- ②ケアハウス
- ③介護老人保健施設
- ④有料老人ホーム
(居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が、概ね13㎡以上であること)
※ 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅を含む。
- ⑤特別養護老人ホーム
- ⑥ショートステイ用居室(特別養護老人ホームに併設するものに限る)
- ⑦認知症高齢者グループホーム
- ⑧小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑨複合型サービス事業所
- ⑩生活支援ハウス
- ⑪サービス付き高齢者向け住宅(④の有料老人ホームであるものの以外の住宅)

転換に係る整備費用を助成

【補助単価(1床あたり)】

- ①改修 50万円 ⇒ **120万円**
(躯体工事に及ばない室内改修(壁撤去等))
- ②創設 100万円 ⇒ **240万円**
(新たに施設を整備)
- ③改築 120万円 ⇒ **300万円**
(既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備)

事業スキーム

